

第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 4 年 6 月 2 1 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市白山庁舎 2 階 2 0 5 会議室

出席部会委員 ^{おおい}25大井 ^{かずし}一司・^{かさい}26笠井 ^{かつみ}克己・^{すずき}27鈴木 ^{てるまさ}照正・^{たぐち}28田口 ^{よしのり}慶則
^{ほりかわ}29堀川 ^{ただしげ}忠重・^{もろと}30諸戸 ^{よしあき}善昭・^{たなか}31田中 ^{たけつぐ}竹次・^{もりやま}33守山 ^{たかゆき}孝之
^{いけだ}35池田 ^{まさし}昌司・^{もりた}36森田 ^{まさたか}正孝・^{あかほり}37赤堀 ^{よしお}嘉夫・^{なかがわ}38中川 ^{かずお}和雄
^{はぎの}39萩野 ^{ただし}忠司・^{むかいだ}40向田 ^{ただみ}忠美・^{かたおか}42片岡 ^{まさいく}眞郁

以上 1 5 名

欠席部会委員 ^{はせがわ}32長谷川 ^{ひろし}博・^{わたなべ}48渡邊 ^{てるかず}晃一

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 ^{おおい}25大井 ^{かずし}一司・^{いけだ}35池田 ^{まさし}昌司

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長

それでは、早速、第6回第2農地部会を開会させていただきます。
本日の欠席委員は長谷川委員、赤堀委員、渡邊委員、3人です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員を指名させていただきます。
渡邊委員欠席ですので、25番 大井委員、よろしくお願いいたします。それと、
35番 池田委員、よろしくお願いいたします。

それでは、本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項から入ります。報告第1号から報告第3号につきましては事務局から一括して報告を願います。よろしくお願いいたします。

事 務 局

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1、地区 家城、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 白山町藤北里_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,988㎡、外1筆で、合計 4,116㎡。

これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものでございます。

そのほか、2番から4番についても同じく利用権設定を合意解約したものであります。

以上、件数は4件で、14,689㎡、その内容は田 14,689㎡であります。

恐れ入ります、2ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者 _____、届出地 久居北口町壺丁田_____番、台帳地目 雑種地、現況地目 畑、面積 88㎡、外5筆で、合計 161㎡、取得年月日 平成23年1月14日、取得事由は_____からの相続で、あつせん等の希望はございません。

番号2、地区 栗葉、届出者 _____、届出地 森町上大谷_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 502㎡、外2筆で、合計 4,863㎡、取得年月日は平成23年12月31日、取得事由は_____から相続で、あつせん等の希望はございません。

番号3、地区 八ツ山、届出者 _____、届出地 白山町八対野下出番、台帳地目・現況地目とも田、面積 916㎡、外3筆で、合計 4,801㎡、取得年月日は平成23年1月17日、取得事由は_____からの相続で、あつせん等の希望はございません。

以上、件数は3件で9,825㎡、内容は田 9,664㎡、外161㎡でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 久居小野辺町畑山新田 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 801㎡。

これにつきましては、譲受人 _____は、譲渡人 _____より当該土地を譲り受け、分譲住宅地を造成しようとするものでありまして、分譲区画は8区画でございます。

報告は以上1件で、801㎡、内容は、畑 801㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人 _____、面積 27,130.61㎡、譲渡人 _____、面積は同じく27,130.61㎡、申請地 久居井戸山町大口新開 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 4,013㎡。

これにつきましては、後継人であります長男の譲受人に、生前部分贈与として譲り渡しをしようとするものでございます。

番号2、地区 家城、譲受人 _____、面積 33,002㎡、譲渡人 _____、面積 1,678㎡、申請地 白山町藤里東 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 964㎡。

これにつきましては、兼業で営農を縮小しようとする譲渡人が、甥で実質的な耕作者である譲受人に譲り渡しをしようとするものでございます。

番号3、地区 八ツ山、譲受人 _____、面積 5,229㎡、譲渡人 _____、面積 6,348㎡、申請地 白山町八対野算所 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 218㎡。

これにつきましては、主たる耕作者が亡くなり、営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を拡大しようとする譲受人に譲り渡しをしようとするものでございます。

番号4、地区 下多気、譲受人 _____、面積 4,951㎡、譲渡人 _____、面積 2,865㎡、申請地 美杉町下多気漆 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 569㎡、外1筆で、合計 816㎡。

これにつきましては、遠方に居住し、高齢のため営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を拡大しようとする譲受人に譲り渡しをしようとするものでございます。

以上、合計件数は4件で、合計 6,011㎡、その内訳は田 1,780㎡、畑 4,231㎡でございます。

以上、議案第1号のいずれの案件につきましても、農業をまじめに行い、また、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当はしないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

笠井委員 26番 笠井ですが、先日、6月14日の日にですね、農業委員さん、それから、市役所の皆さんと現地確認に行っていました。場所はですね、___が
ございますが、そこから、1枚、2枚ほど南に行ったところに行っていました。
今あったのは、事務局のほうから説明いただいたとおりでございます、もう父親からですね、その息子に対しての譲与というか、所有権を移転するという
ことでございます、何ら問題はないだろうというふうに思います。ひとつ
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。6月14日の日に午後1時から、地元委員3名
と事務局2名で、現場の確認を行いました。
場所は___のはたに、雲出川にかかっている___というのがあるんです
が、そこから___あるいは___のほうに行く県道が走っておりますが、橋
を渡ってからちょうど100メートルぐらい行った南側が現場でございます。
それで、譲渡人の___さんは、現在、銀行へ勤めてみえるんですが、もう農業
をやめたいということで、___さんに譲り渡すということですが、___さん
は現在、認定農業者でございますので、何ら問題がないものと思われまので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。14日の日に午後、事務局2名と、それから委員3名で
現地の確認をいたしました。場所的には、ここの道を走っていただいて、___を
越えまして、ぶつかると信号がありまして、雲出川を越えて、それから左へ曲
がりまして、100メートルぐらい行ったところから、若干また右へ信号がご
ざいまして、右へ曲がった30メートルぐらい行ったところの左側でございま
す。事務局の説明のとおり、問題がないということでございますので、よろし
くご審議を願ひたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございます。4番お願いします。

向田委員 40番 向田です。6月11日に担当者と確認させていただきました。事務
局の説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、地元委員の説明がございましたが、皆
さん方のご意見をお伺いしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいです
か。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第1号に

ついて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可をすることに決定したいと思えます。

続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります。5ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町三ヶ野外ヶ野____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 929㎡、外2筆で、合計 2, 232㎡。

これにつきましては、申請者は、申請地を耕作するための水の確保が難しくなっているのに加え、鳥獣被害等もひどくなってきたことから、申請地に杉、桧苗を650本植林し、山林としようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 八ツ山、申請者 _____、申請地 白山町八対野白石____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 69㎡、外1筆で、合計 92㎡。

これにつきましては、申請地は自宅敷地と地続きにあり、約15年ほど前に自宅を増築した際に、一部が農地のほうに越境してしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知山ノ垣内____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 23㎡、外1筆で、合計 705㎡。

これにつきましては、申請地は鳥獣被害が多く、耕作が困難であるため、経営規模を縮小し、鳥獣被害の少ない、みつまたや広葉樹等を植樹、育成をしようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、3, 029㎡、その内訳は田 2, 960㎡、畑 69㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

森田委員 36番 森田です。去る6月14日午後から、会長、部会長、本庁職員、地元委員3名、それから総合支所の職員2名で、現地確認をさせていただきました。

場所につきましては、国道165号線、_____というのがあるんですが、その北側、いわゆる国道を挟んで北側で、そこに_____があるんですが、その東側なんです、場所につきましては。今、事務局が説明されたように、3筆ある中で、2筆は天水ということで、水の確保が非常に難しいということと、そこに_____がありますので、そこで鳥がですね、豚とか鳥の肉、骨を食った、

その身をへつったら、骨だけ残って、それを田んぼの中へ、よう落としていくんやと、もう獣害はひどいし、とてもやないけれども、田んぼは作っておれないということで植林にしたいと、こういうことです。以上です。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。14日の日に、ここ、地元委員3名、総合支所2名で、現地確認に行っていました。

場所的には国道165号線の白山町____、____の信号のところから、上へ100メートルぐらい行った右側でございます。ちょうど、国道165号線の道が下で、田んぼと山の畑という形で、上のほうになっております。先ほどございましたように、田んぼ等につきましては、自分のところの端が全部田んぼということでございますし、事務局の説明のとおり問題はないかということでございますので、よろしく願いいたします。

議長 3番、お願いします。

萩野委員 39番 萩野でございます。11日に事務局の3人と現地に行きまして、見せていただいてきました。事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明をいただきましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可をすることに決定したいと思います。

続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります、6ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 久居明神町風早____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 558㎡、外6筆で、合計 1,676㎡。

これにつきましては、譲受人は、譲渡人より申請地を譲り受け、老人ホーム1棟40戸を建設し、あわせて、駐車場23台、駐輪場10台を整備しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 久居森町笠ヶ広____番、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 35㎡。

これにつきましては、昭和53年1月ごろ、譲受人が自宅を建設した際に、申請地を自宅への進入路として使用し、現在に至ってしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高岡、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 一志町高野稲葉_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 224㎡、外1筆で、合計 556㎡。

これにつきましては、譲受人は、現在、市内でアパート住まいをしていますが、申請地を購入し、新たに一般個人住宅及び新聞販売店舗を建設しようとするものであります。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 家城、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 白山町南家城西出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡。

これにつきましては、譲受人は、現在、市内で譲受人の両親の住まいに同居をしておりますが、子供の成長を考え、新たに一般個人住宅を建設するため、申請地を取得しようとするものであります。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 家城、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 白山町南家城南出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 226㎡。

これにつきましては、譲受人は、現在、市内に居住していますが、家屋の老朽化で耐震機能も劣化していることから、新たに一般個人住宅を建設するため、申請地を取得しようとするものであります。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で、2,787㎡、その内訳は田 2,232㎡、畑 555㎡でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

大井委員 25番 大井です。この6月14日の日に、午前中には地元委員、それから久居庁舎の方、午後には会長を始め本庁の方で現地確認に行っていました。

場所は、_____のちょうど西側、道路を挟んで西側、_____という病院があるんですが、場所は_____の裏に_____があって、その_____のさらにずっと北側にあるんですけども、その_____のちょうど前、南側になるところです。

これには、地元の土地改良区の同意書、それから、隣地の同意書、建物が図面で今、3階建てになるものですから、隣地の方の同意書も添付されておりまして、特に問題はないものと思われまして、よろしくをお願いします。

議長 2番、お願いします。

鈴木委員 27番 鈴木です。14日の日に、地元委員と事務局で現地入り確認を行ってまいりました。場所は、県道上稲葉羽野線で、_____に入っていく信号から、3～4キロ西に行ったところで、その道路から約200メートル入った集落の中にあります。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はない

かと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 31番 田中です。14日の日に朝9時から委員と、それから事務局のほうで現地の確認をいたしました。内容については事務局の説明どおりですが、場所につきましては、_____の少し北側といいますか、あの通りにあるんですが、そこで確認をいたしました。その中で、____さんのところのこの田になるんですが、____さんのところの田と、その隣の_____さんという田があるんですが、今までですと、それが畦畔を入れて分かれておったんですが、今しのこと、大型機械の使用ということで、この田が1枚になっておるということで、畦畔をつけてくれというふうな話を、今、受けておる、_____のほうへお願いをしまして、その畦畔も次の日にしてもらって、いろいろと、田植えの、高野の場合はこの時期が田植えですので、どうなっていくのかなというふうなことでしたが、それも解決をしてもらったというふうなことでございます。あとの内容については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。先ほども申し上げたように、14日の日に、事務局2名、地元委員3名、5名で現地の確認を行いました。場所は、_____から南へ約200メートル行ったところに、名松線の線路が走っておるんですが、そのそばが現地でございます。申請理由については、事務局の説明どおりでございますが、この件について一番心配しましたのは、生活排水の処理場所がちょっと心配になりまして、はたに、U字溝が設置されているんですが、そのU字溝が非常に狭いです。それで、何とか今後、家を建ててから苦情が出たら困るもので、区長の同意書をとってくれと、その同意書をとってもらわなければ、もう承認できないかもわからないということを言いましたら、同意書をもらっておりますので、何ら問題ないんじゃないかというふうに思っております。

それから、次の5番について、説明させていただきます。

場所は_____という_____があったんです。もう今は廃業して、建物も壊して、ないのですが、それから南へ、ちょうど20メートルぐらい南に行ったところが現場でございます。譲渡人と譲渡人の関係は親戚関係でございますが、息子さんの家を建てられるということでございますが、この生活排水については、はたに、非常に幅の広いU字溝が設置されておりますので、何ら問題はないんじゃないかというふうに思っております。

以上でございますので、ひとつよろしくご審議をお願いしたい。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号を許可いたします。
続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります。別紙、津市農用地利用集積計画をお願いします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
表紙を1枚めくっていただいた集計表をよろしくをお願いします。
右下の合計欄に掲げてありますように、今月は、総合計で、42件、82,601㎡の集積がございました。
その内容は、賃貸借と使用貸借で、所有権移転はございませんでした。
地区別の状況を、一番下の合計欄で、地区別にご説明を申し上げます。
久居地区は、14件で30,484㎡、その内訳は、田が28,306㎡、畑が2,178㎡でございます。
一志地区は17件で17,998㎡、その内訳は、田が16,013㎡、畑が1,985㎡でございます。
白山地区は8件で28,647㎡、その内訳は、田 28,586㎡、畑 61㎡でございます。
美杉地区は3件で5,472㎡、その内訳は、田が5,472㎡でございます。
以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて、78,377㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて、4,224㎡で、総合計が42件で82,601㎡となっております。
また、下の認定農業者への集積状況は17件で、56,775㎡となっております。
各地区別におきましては、口頭で失礼ではございますが、久居地区では4件、23,179㎡でございます。一志地区は7件、13,744㎡でございます。白山地区は6件で、17,253㎡、美杉地区は1件、2,599㎡ございました。
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

議長 よろしいですか。どうです、よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議もないようですので、議案第4号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

これもちまして、第6回第2農地部会を閉会します。

午後2時53分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年6月21日

議 長

出席委員

出席委員